

新潟市外郭団体評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第23条第3項の規定に基づき実施する外郭団体の評価に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「外郭団体」とは、市の事業と密接な関連を有する法人のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 市が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している法人

(2) 前号に掲げるもののほか、人的又は財政的な支援の状況から、市と密接な関連を有すると認められる法人

(評価の目的)

第3条 評価は、外郭団体の経営状況及び市の関与の妥当性を評価し、必要に応じて指導又は改善要請を行うことにより、各団体の円滑な運営及びこれに関連する市の事務事業の適正な執行を図ることを目的とする。

(評価対象団体)

第4条 評価の対象は、外郭団体とする。ただし、解散の方針が決定しているなど、特段の事由がある団体を除く。

(評価の実施)

第5条 評価は、次の各号に掲げる方法で実施するものとする。ただし、第3号に規定する総合評価は、総務部長が年度ごとに実施対象団体を決定するものとする。

(1) 外郭団体による自己評価

(2) 当該外郭団体の所管課による評価

(3) 前2号を踏まえた市としての総合評価

2 評価は、前年度の評価の結果、次条の規定により改善すべきこととされた事項の改善の状況を踏まえて実施するものとする。

3 第1項第3号の総合評価の実施にあたっては、客観的かつ的確な評価に資するため、必要に応じて専門家の意見を求めるものとする。

4 評価のために作成する調書の様式は、別に定める。

(評価結果の活用)

第6条 外郭団体及び当該外郭団体の所管課は、評価の結果、改善すべき事項がある場合には、速やかに改善するものとする。

2 前項の規定による改善について、その実施に相当な期間を要するものについては、計画的に実施するものとする。

(公表)

第7条 評価の実施状況は、公表するものとする。

(庶務)

第8条 評価の実施に関する庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。